

事 務 連 絡  
平成 23 年 11 月 29 日

各市町村廃棄物対策担当課 御中

環境生活部資源循環推進課

漁港区域内等でのコンクリート廃材等の使用について

東日本大震災により発生したコンクリート廃材又はコンクリート廃材を粗破碎したもの（以下、「コンクリート廃材等」という。）が、市町村から県管理漁港及び港湾の管理者へ無償で譲り渡され、漁港等復旧工事におけるケーソンの中詰め材又は消波ブロック下部等の基礎捨石として使用されているケースが散見されていますが、当該使用に当たっては、以下に留意の上、対応願います。

記

- 1 標記の取扱いは、行政機関（漁港・港湾管理者）の管理の下で行われる災害復旧等公共事業に限定されるものであること。
- 2 有害物等が混入するおそれがなく、また、十分な重量を有し、適正な使用量である（過剰な埋め立てに該当しない）等、明確な利用計画の下、合理的に使用されるものであること。
- 3 再利用されるコンクリート廃材等に他の廃棄物が混入している場合は、廃棄物として適正に処理しなければならない場合があること。

担当

環境生活部資源循環推進課

災害廃棄物処理技術担当 大澤

電話

019-629-6942